

中央家畜衛生通信

第109号 令和8年3月発行 岩手県中央家畜保健衛生所・岩手県中央家畜衛生協議会

目 次

- ・ワクチン接種でアカバネ病を予防しましょう 1
- ・春の北帰航期は要警戒！鳥インフルエンザ防疫強化のお願い 2
- ・岩手県におけるヨーネ病発生状況及び防疫対策推進のための要点 3
- ・令和8年度予防注射接種料金のお知らせ 4

ワクチン接種でアカバネ病を予防しましょう

大家畜課

アカバネ病は、妊娠牛に流死産や子牛の先天異常等を引き起こす伝染病です。原因となるウイルスは、吸血昆虫であるヌカカにより媒介されるため、本病は夏から秋にかけて流行します。本病の発生時には、子牛の販売収入が得られなくなるもののほか、体形異常の子牛の娩出時に母牛に障害をあたえることも多く、大きな経済的被害につながります。

ヌカカが活発になる前（4～6月）に、妊娠牛・妊娠予定牛へワクチンを接種し、アカバネ病を予防しましょう。

1 症状

一般的に成牛が感染しても症状を示しませんが、妊娠時に感染すると流産、死産、子牛の先天異常が起こります。

子牛の先天異常は、妊娠牛が感染した年の冬から翌春にかけて発生し、四肢の関節湾曲（写真参照）などの体形異常や脳欠損症による起立不能、盲目等の症状が現れます。子牛の先天異常は治療することができません。また、胎子の奇形により難産となる場合があります。



写真 アカバネ病による奇形子牛
（出典：農研機構動物衛生研究部門 HP）

2 発生状況

九州、中国、四国地方を中心に流行することが多いですが、平成22年には本県を含む東北地方でも流行したほか、令和5年度には北海道で発生がありました。本病の原因となるウイルスは、国内に常在しているわけではなく、国外から気流によってヌカカとともに侵入していると考えられています。気流の変化により、感染したヌカカの侵入ルートが変わること

や、近年の温暖化の影響により、本県においても本病が再び流行する可能性があります。

3 予防

妊娠牛・妊娠予定の牛へのワクチン接種が有効です。吸血昆虫が現れる前（4～6月）、遅くとも初夏前に接種することが重要です。忌避剤・殺虫剤による吸血昆虫対策では、完全に感染を防ぐことは難しく、ワクチン接種が最も効果的な対策方法です。

ワクチン接種率が低下することで、感染時に大きな流行となってしまう可能性があります。地域での接種率を高め、大切な子牛をアカバネ病から守りましょう。

ワクチン接種の申込は、かかりつけ獣医師、市町村、農協等に相談してください。

春の北帰航期は要警戒！鳥インフルエンザ防疫強化のお願い

中小家畜課

令和7年度の鳥インフルエンザシーズンも、全国的に警戒が必要な状況となっています。野鳥では 1道15県で112事例 の高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）陽性が確認され、家きんでも 1道1府12県で21事例 の発生が確認されるなど、依然として広い地域でリスクが続いています。令和8年2月21日には、金ケ崎町においてHPAIの発生が確認され、防疫措置が実施されました。

本県での発生傾向を考えるうえで重要な①渡り鳥の移動の概要、そして②残りのシーズン（ゴールデンウィークまで！）に取り組むべき防疫対策のポイントを本項で整理します。

【本県での過去事例と渡り鳥の北帰航について】

冬の間、日本各地に飛来していた渡り鳥は、春先になると繁殖地であるシベリアなどの北方地域へ戻る「北帰航（ほっきこう）」を始めます。この時期、渡り鳥は国内の湖沼・河川・農耕地（特に刈り取り後の落ち穂が残る水田）に立ち寄りながら移動するため、家きんに接近する機会が増える時期でもあり、HPAIウイルスが農場へ持ち込まれる可能性が高まります。こうした状況から、春の北帰航期は「冬の流行が終わったから安心」というわけではなく、むしろ地域によっては注意が必要な時期といえます。

表のとおり、本県では春先に発生する事例が多く、過去には最も遅いケースでゴールデンウィーク明けに発生が確認された例もあります。そのため、ゴールデンウィーク頃までは警戒を緩めず、高い防疫意識を保つことが重要です。

発生年月	市町村
令和4年5月	一関市
令和5年3月	金ケ崎町
令和7年1月	盛岡市、軽米町
令和8年2月	金ケ崎町

本県における令和4年度以降のHPAI発生状況

【春の北帰航期での防疫対策のポイント】

飼養衛生管理基準を基本とし、春の北帰航期に特に重要となる防疫対策を以下に示します。普段から実施していただく「農場を出入りする人・車両の衛生管理強化」に加え、「野鳥の侵入・接触リスクの排除」が重要となります。

- ◆ 鶏舎の壁・扉・換気口・防鳥ネットの破損を点検し、隙間を完全に封鎖する。
- ◆ 鶏舎周囲の水たまりや雑草など、野鳥が留まりやすい環境を排除する。
- ◆ 給餌ラインからのこぼれ餌を放置せず、野鳥の餌源を残さない。
- ◆ 野鳥の死骸※や糞便を発見した場合は、直接触れず、適切な消毒処理を行う。
※感染症が疑われる死亡野鳥を発見した場合は、まず管轄の家畜保健衛生所または環境生活部自然保護課（TEL：019-629-5371）へ連絡を。

渡り鳥の動きに注視しつつ、
農場におけるウイルス侵入防止対策を徹底しましょう！

岩手県におけるヨーネ病発生状況及び防疫対策推進のための要点

病性鑑定課

ヨーネ病（JD）は長い潜伏期間と慢性頑固な下痢を特徴とする家畜伝染病であり、令和6年は全国で1,198頭、本県では7戸26頭の患畜が摘発されています。本県におけるJD防疫対策として、①県外から導入された牛の導入時検査、②県内農場において繁殖又は搾乳に供する12か月齢

以上の牛を対象とした法5条に基づく定期検査（5年に1度）、③JD患畜摘発農場（以下発生農場）における清浄化のための同居牛検査が実施されています。他方、JD患畜の新規発生、発生農場における患畜の再摘発による対策期間の延長、清浄化後の再発生が課題となっています。

今後のJD防疫対策の要点を整理するため、本病の診断法にリアルタイムPCR検査が採用された平成25年度以降の県外導入牛検査及び発生農場における同居牛検査成績について調査しました。

【県外導入牛の感染状況】

平成25年4月から令和7年12月までの検査実施牛11,730頭（乳8,532頭、肉3,198頭）において、患畜20頭（乳18頭、肉2頭）及び定性陽性牛51頭（乳45頭、肉6頭）が摘発されました。摘発された患畜・定性陽性牛計71頭のうち、68頭が北海道からの導入でした。

【発生農場の検査状況】

法5条検査、下痢の病性鑑定又は移動のための自主検査において17戸（乳3戸、肉14戸）27頭の患畜が摘発されました。

その後の清浄化のための同居牛検査では、患畜73頭及び定性陽性牛271頭が摘発され、1回目検査において摘発された患畜63頭中26頭（乳13頭、肉13頭）が県外導入牛であり、乳用牛の患畜15頭中13頭（87%）は県外導入牛でした。7回連続の陰性確認後、8回目の検査で患畜が摘発された事例も認められました。

清浄化達成農場11戸（乳1戸、肉10戸）の対策期間（平均±標準偏差）は、33.1±9.1か月でした。対策期間が42.2か月を超過した5戸は大規模農場（肉2戸）又は定性陽性牛の全頭淘汰を行っていない農場（肉3戸）でした。

発生農場17戸中3戸は、一度清浄化した農場でした。患畜は、前回の対策期間中に同農場で出生若しくは飼養されていた牛又は未検査のまま県外から導入された牛でした。

農場	用途	初発時検査		同居牛検査		
		時期	検査	患畜頭数	患畜頭数	定性陽性牛頭数
A	肉	H25.9	法5条	1	0	0
B	肉	H26.7	法5条	1	0	0
C	乳	H26.11	法5条	1	1	9
D	肉	H28.11	法5条	1	0	9
E（大規模）	肉	H29.1	法5条	6	30	101
F（大規模）	肉	H29.6	法5条	2	2	7
G	肉	H29.6	病鑑	1	7	48
H	肉	H30.4	自主	1	0	2
I	肉	H30.10	病鑑	1	3	8
J（大規模）	乳	R1.9	法5条	1	7	9
K	肉	R3.12	法5条	1	0	2
L	肉	R4.4	病鑑	1	0	3
M	肉	R4.9	法5条	2	6	19
N	肉	R4.12	法5条	3	7	37
O	肉	R5.1	法5条	1	2	9
H	肉	R6.10	自主	2	3	8
P（大規模）	乳	R7.5	法5条	1	5	0
17戸	肉14戸 乳3戸			27	73	271

【考察】

県外導入牛は本病の主要な侵入リスクであり、**導入牛検査の徹底によるヨーネ菌の持込防止が不可欠**と示唆されました。

発生農場の同居牛検査では、清浄化目前の8回目検査で患畜が摘発された農場も認められ、全対策期間を通して多数の定性陽性牛が摘発されています。**30か月間の清浄性確認が重要**です。

本県農場の清浄化までの期間（33.1か月）は、国の本病防疫対策要領による対策期間（最短3年間）と比較すると良好な成績といえます。一方、肉用牛の大規模農場及び定性陽性牛の一部を淘汰せずに飼養を継続した農場において対策期間の長期化が認められます。大規模農場では、群飼や牛の移動による感染拡大と、間欠排菌のため感染牛の摘発が分散するため対策期間が長期化していると考えられました。また、**早期の清浄化達成のためには定性陽性牛の摘発淘汰が重要であることが再確認**されました。本病は、清浄化後も潜伏感染牛が残存する可能性があるため、**法5条検査等による監視継続が重要**と考えられました。

令和8年度予防注射接種料金のお知らせ

岩手県中央家畜衛生協議会

令和8年度、岩手県中央家畜衛生協議会が取り扱うワクチン及びその手数料は以下の通りです。お問い合わせは岩手県中央家畜衛生協議会にお願いします。

ワクチン名		疾病名	使用株	生・不	特徴	手数料	本体価格 (消費税)	包装		
受託事業	5混生	牛5種混合生ワクチン 微研	I B R	N o . 758-43	生		2,260	2,055 (205)	5 D 1 D × 1 0	
			B V D-MD 1	N o . 12-43						
			P I 3	B N-CE						
			R S	r s-52						
			A D 7	T S-G T						
	5混不活化	ポビバック B 5 共立製薬		I B R	N o . 758 K S	不	国内分離株 R S は山形株 B V D を広くカバー B V D-MD 1 に 1 b 型 を使用	2,010	1,828 (182)	10 D
				B V D-MD 1	H K 286 K S					
				B V D-MD 2	H K 060 K S					
				R S	B N ₁ -I K S					
				P I 3	山形 K S					
6混生・不	キャトルウィ ン-6 微研		I B R	N o . 758-43	生	妊娠牛を含むすべての 牛に注射が可能 アジュバントを含まず 安全性が高い	2,460	2,237 (223)	5 D 1 D × 1 0	
			P I 3	B N-CE						
			R S	r s-52						
			不	A D 7	T S-G T					
				B V D-MD 1	N o s e / T					
				B V D-MD 2	K Z-c p / T					
6混生・生	カーフウィ ン 6 微研		I B R	N o . 758-43	生	B V D 1 型2型を含む6 種混合生ワクチン B V D-MD に新たに弱毒 株開発 I B R、P I 3、R S、A D 7 には既存株 使用	2,450	2,228 (222)	5 D 1 D × 1 0	
			B V D-MD 1	N o 1255						
			B V D-MD 2	K Z 1254						
			P I 3	B N-CE						
			R S	r s-52						
			A D 7	T S-G T						
アカバネ	アカバネ病 生ワクチン			生		2,000	1,819 (181)	5 D		
ヘモ	牛ヘモフィル ス 不活化		M-1 B r / B	不		1,380	1,255 (125)	1 0 D		
丹毒生	日生研豚丹毒 生ワクチン C			生		169	154 (15)	2 0 D		
丹毒 不活化	日生研豚丹毒 不活化ワクチン		豚丹毒菌多摩 96 株 (シード)	不		175	160 (15)	5 0 D		
			豚丹毒菌 M 2 株	不		198	180 (18)	5 0 D		
独自事業	クロスト	キャトルウィ ン -C L 5 微研 (牛クロスト リジウム5種 混合)	気腫疽	沖縄 F	トキソイド	5 種混合のためより広 範囲に予防できる	1,720	1,564 (156)	1 0 D	
			C . セプチカム	N o . 44 T						
			C . ノビイ	C N 1025 T						
			C . パーフリンゲンス	P B 6 K T						
			C . ソルデリー	3 7 0 3 T						
	下痢5種 混	牛下痢5種混合 不活化ワクチ ン 微研		ロタ	Gunma8701	不	新生子牛の下痢予防を 目的に母牛に接種し、 初乳を介して子牛に免 疫を付与する	2,600	2,364 (236)	1 D × 1 0
					Hyogo9301					
					Shimane9501					
				コロナ	No. 66/H					
	BVD2価生	ボベラ		大腸菌	T-2-KB	生	牛ウイルス性下痢ウイルス感染 による臨床症状の軽減 及び胎児への垂直感染 の防止	2,200	2,000 (200)	5 D 2 5 D
B V D-MD 1				d d B V D T u b 1 株						
B V D-MD 2				d d B V D T u b 2 株						

TSV3 は取り扱いを休止しています。

< お問い合わせ先 >

○岩手県中央家畜保健衛生所

電話：019-688-4111 / FAX：019-688-4012

ホームページ：http://www.pref.iwate.jp/nougyou/desaki/chuuou/index.html

または「岩手県中央家畜保健衛生所」で検索してください

○沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター

電話：0193-64-2214 / FAX：0193-64-5631

○岩手県中央家畜衛生協議会

電話・FAX：019-688-4015